

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可申請について（概要）

再処理施設の廃止措置計画について、設計及び工事の計画を追加するため、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に対し廃止措置計画変更認可申請を行う。

内容は以下の通り。

**(1) 無停電電源装置の更新**

再処理施設内の一部施設の無停電電源装置を更新する。

**(2) 扉の強化工事**

再処理施設内の一部施設の扉に対して、より耐久性を向上させる工事を実施する。

**(3) 火災防護設備の一部改造**

再処理施設内の一部施設の炭酸ガス消火設備に対して、炭酸ガスの供給を増強する改造を行う。

以上